

教職員指導体制の充実について

文部科学省 初等中等教育局 財務課

我が国の学校の在り方について

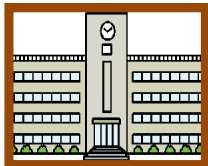
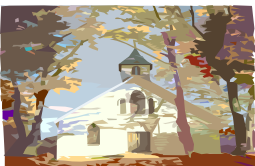
「学校」の在り方の国際比較①

日本の「学校」と、諸外国の「スクール」の在り方は大きく異なる。

→諸外国の教員の業務が主に授業に特化しているのとは異なり、

日本の教員は、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが本務。

→日本の学校は地域社会の中核であり、地域コミュニティの活性化に重要。

	知育 【教科等】	徳育 【道徳・特別活動等】	体育 【部活動等】
日本			
諸外国	 スクール	 教会・家庭等	 地域 (スポーツクラブ等)

※体育…部活動は、日・中・韓は学校を中心に行うが、米・英は学校と地域で、独・伊・北欧は地域を中心に行う。

「学校」の在り方の国際比較②（諸外国との相違点）

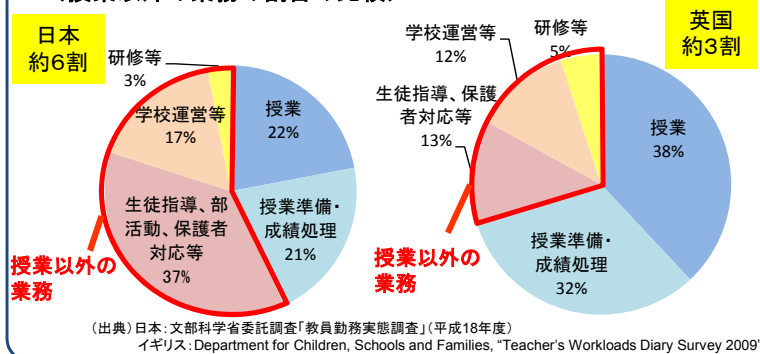
	徳育 【道徳・特別活動等】	体育 【部活動等】	その他
諸外国	・ 昼食時、教員は職員室で休憩をとり、子供たちの世話は給食スタッフや補助職員が担当。（英国） ・ 給食の時間は、専任の給食スタッフが盛りつけ、配膳、片付けを行う。（イタリア） ・ 給食は子供が食べたいものを選び、食べ残すことも自由。（米国・ロサンゼルス） ・ 半日制が一般的で、学校給食はない。（ドイツ） ・ 知育は学校、徳育（しつけ）は家庭と教会で行うという区分が厳格。（フランス） ・ 出席管理や問題行動対応、生徒のメンタルケア、安全管理、規律維持、保護者面談等は生徒指導主任が行う。（フランス） ・ 校内の掃除は清掃員が行う。（ドイツ、米国・ロサンゼルス）	・ 体育は、週に1時限のみ、スポーツ団体との連携により実施。（イタリア） ・ 放課後のクラブ活動はなく、地域のサッカークラブ等で活動。（ドイツ） ・ 放課後のスポーツ活動は自治体又は市民活動団体が運営。（フランス）	・ 子供たちはスクールバスで登下校する。（米国） ・ 学校の登下校は必ず保護者やベビーシッターが付き添い。（イタリア） ・ 保護者同伴での登校が一般的。（フランス）
日本	・ 全校集会、遠足、学校行事、給食その他一連の活動が道徳教育の手段として作用。 ・ 掃除や当番などの労働的活動、委員会活動、様々な学校行事などの活動が人格的成長に寄与。	・ 運動部活動の実施が一般的。	・ 通学路等の安全確保に教員が参画。

（出典）・外務省HP・・・（イタリア）ピステッリ小学校（2013年）、（米国）クラレンドン小学校（2014年）、エルマリノ・ランゲージスクール（2014年）
・「新版 世界の学校」2014年 二宮皓編著、学事出版

英国の事例

- ・ 教員の職務内容は学校教員調査委員会の勧告を踏まえて政府が定める「教員給与及び勤務条件に関する文書」にて規定。部活動をはじめとした課外活動については職務とはされていないほか、昼食時の生徒監督を教員に求めることが禁じられている。
- ・ 授業の計画・準備・評価の時間として授業時間の10%以上を確保することとされている。

＜授業以外の業務の割合の比較＞



「学校」の在り方の国際比較③（日本の教員）

日本の教員が、知・徳・体を一体的に行う指導形態は、国際的にも高く評価され、効果を上げてきた。さらに、ニーズに応じて海外展開も図る予定。

○海外の研究者の指摘

「日本の学校のもっとも顕著な特徴は、そこで道徳教育が重視されていることである。・・・全校集会、遠足、学校行事、日々の昼食、およびその他一連の活動が、道徳教育の手段として作用しているのである。」

「掃除や当番などの労働的活動や委員会活動を通じて児童生徒が学校の運営に参加することにより、責任感や主体性が涵養されたり、様々な学校行事により児童生徒の帰属意識や達成感が高められるなど、授業以外の活動が児童生徒の人格的成長に重要な意義を有している」

（Cummings, W.K.(1980). *Education and Equality in Japan.*）

○日本型教育の海外展開

運動会や部活動、カリキュラムまで輸出します——

（平成27年9月16日 日本経済新聞）

「文部科学省は来年度、日本独特の学校教育の仕組みを新興国に“輸出”する取り組みを始める。理数分野での高い学力や規律を重視する教育、即戦力を育てる職業教育などに関心を持つ国は多いという。海外に参考にしてもらい、教育分野での国際貢献を進める狙いがある。」

ミャンマー・
テイン・テイン大統領府大臣
「大統領から日本の教育制度を取り入れるよう指示があった」

エジプト・エルシーシー大統領
「日本の教育システムは最も優れており、道徳倫理観の高さも評価している。エジプトでも道徳心・規律を醸成するために日本式教育を取り入れたい」

→こうした諸外国のニーズに応じ、文科省では28年度から日本型教育の海外展開・官民協働プラットフォームの構築を行う予定。

（平成28年度予算：6,300万円）

「次世代の学校・地域」創生プラン

～中教審3答申の実現に向けて～

平成28年1月25日

文部科学大臣決定

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化
- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実
- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題に対応

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
- ・学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

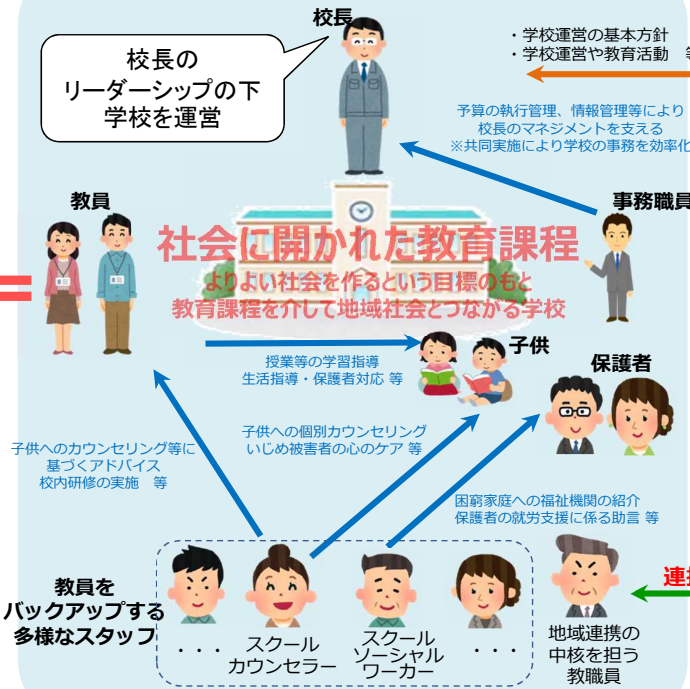
教員育成指標

育成指標策定指針

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)



要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部

- 保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

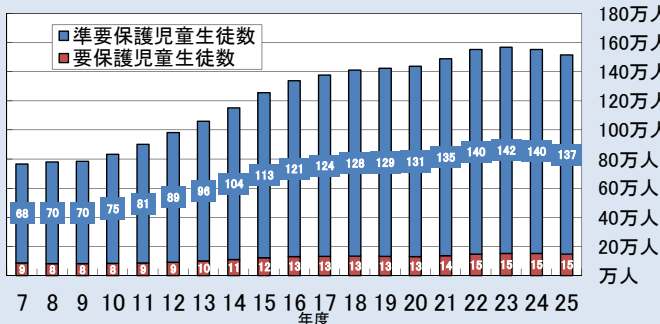
学校の実像①

少子化の中にあっても、激しい社会変化の中で様々な課題や特別の学習ニーズのある子供たちの数は増大しており、学校は対応を迫られている

深刻化する子供の貧困

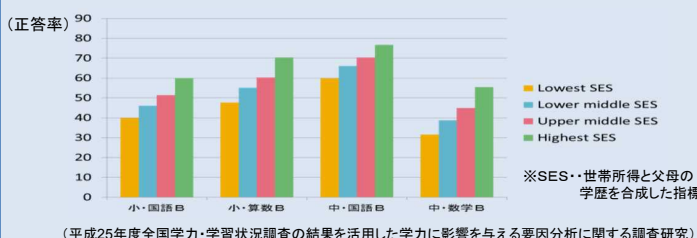
■経済的援助を受ける困窮家庭が増加

16人に1人 (H7) → 6人に1人 (H25)



- ※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

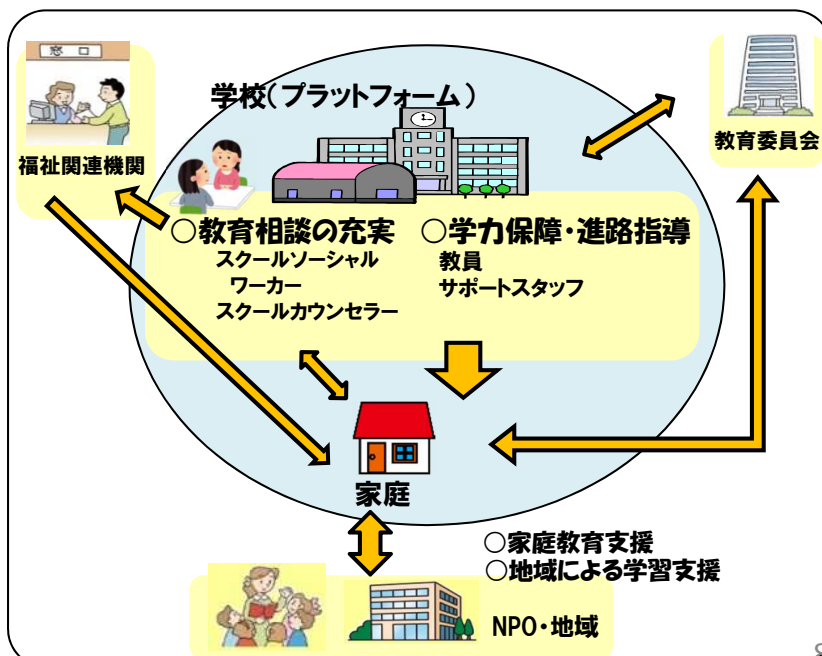
※家庭の経済状況は学力に大きく影響



(平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究)

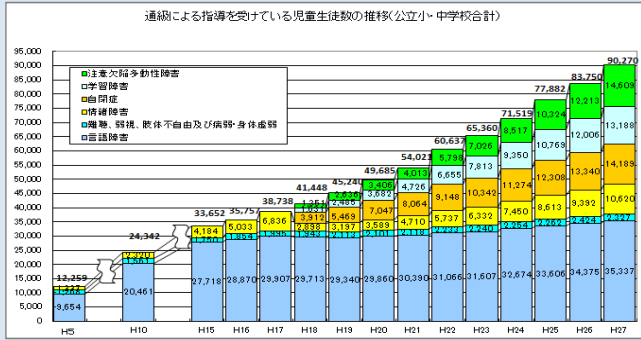
●「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)

「教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進する」



障害のある児童生徒の増加

- ◆ **通級による指導** (通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への特別な指導) の対象児童生徒は10年間で2.3倍に増加。
これらに必要な教員は、**地方からの要望のうち80%しか定数措置できていない**。
- ◆ 学習障害、注意欠陥多動性障害など、通常の学級に在籍している発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%程度(約60万人)

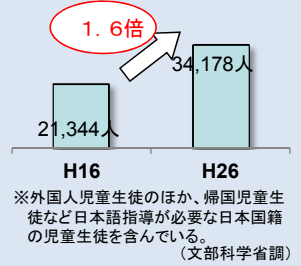


【通級による指導の特徴】... **通常の学級の教員が片手間ではできない**

- 児童生徒一人一人の障害の状態に応じた個別指導
児童生徒ごとに指導内容も教材も異なり**個別の指導計画**及び教材研究・準備が必要。
- 通常の授業時間帯に、対象児童生徒を個別に取り出して行う指導

日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加

- ◆ **日本語指導が必要な児童生徒は10年間で1.6倍に増加**。
- ◆ そのうち、**約2割(約6,000人)が日本語指導を受けることができていない**。



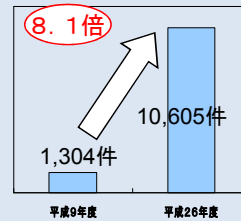
【外国人児童生徒への日本語指導の特徴】

... **単なる言語習得の指導ではない**

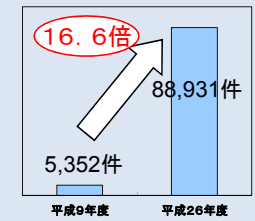
- 日本語指導は、日本語を学ぶだけではなく、教科の学習内容を理解することを組み合わせた学習
- 担当教員は、日本語指導に加え、学校生活への適応についても指導
- 日本語指導の多くは通常の授業時間帯に、対象児童生徒を個別に取り出して行われる指導

学習指導以外に特別なサポートが必要な子供の増加

学校内での暴力行為の件数



児童虐待相談対応件数



学校や教員の役割の変化①

◎ **学校や教員の仕事は拡大し、多様化している**

かつての学校の役割

授業

生徒指導

部活動

学校行事

現在の学校の役割

授業

租税教育
環境教育
情報教育
消費者教育
小学校英語 etc.

生徒指導

部活動

学校行事

心理・福祉面の支援

通学路の安全確保

学校外での生徒指導

保護者対応

特別支援教育

学校評価・外部への説明責任

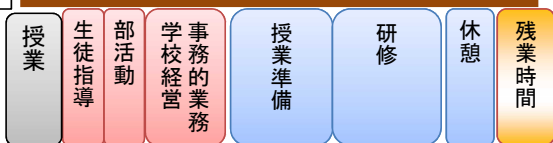
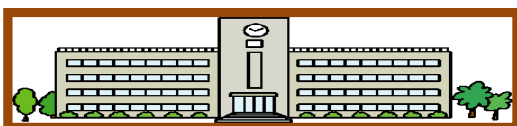
〈学校の役割拡大による業務量増〉

- ◆ 家庭・地域の環境・教育力低下
- ◆ 児童生徒への指導の困難化
- ◆ 保護者対応の増加
- ◆ グローバル化・知識基盤社会化に伴う新しい教育への対応
- ◆ 説明責任の増大

学校や教員の役割の変化②

総業務量が大幅に増加し、残業時間が増加する一方で、研修・授業準備の時間が減少。
→ 教育の質の低下が懸念。

昭和41年



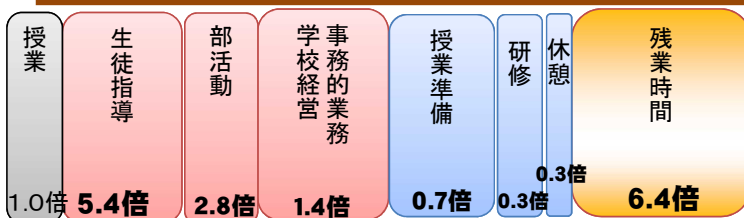
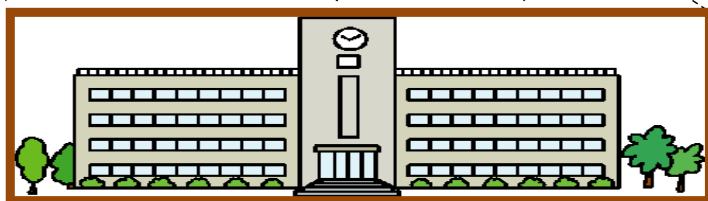
(学校の総勤務時間)

1021時間36分

= 教員20人 × 51(週平均勤務時間)

週120時間 = 年間**5760時間**の増

平成18年



1144時間36分

= 教員20人 × 57(週平均勤務時間)
※学年2学級程度の規模(教員数20人)の中学校で試算

◆教職員の平日一日あたり平均在校時間

副校長・教頭(中学校) 12時間53分
教諭(中学校) 12時間06分

(平成26年度文部科学省調査)

1日約1時間15分しか充てられていない

予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しについて

現在の学校指導体制

- 教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価される大きな成果。
- 世界トップレベルの学力を維持する一方、根拠・理由を示して自分の考えを述べること等に課題。
- 義務標準法に基づく、主に標準的な授業時数に応じた算定による教職員配置。

+

更なる対応が必要な課題

- グローバル化の進展、人工知能(AI)の飛躍的進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくための必要な資質・能力を子供たちに確実に育む学校教育が必要
- 格差の再生産・固定化
- 特別支援教育の対象となる子供の増加への対応、インクルーシブ教育システムの構築
- いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題の複雑化・多様化
- 外国人児童生徒等の増加
- 過疎化の進行
- 地域社会の支え合いの希薄化
- 家庭の孤立化

次世代の学校

今まで以上に、子供たちに向き合う時間を確保し、質の高い授業や、個に応じた重点的な学習指導によりこれからの時代に必要な資質・能力を保障

特別な配慮を必要とする子供たちの自立と社会参加を目指し、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸長

「地域とともにある学校」への転換を図り、学校と地域の連携・協働による社会総がかりの教育を実現

学校指導体制の改善・充実

- 「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の充実
- 「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、**10年程度を見通した、「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定（「次世代の学校」指導体制実現構想（仮称））、義務標準法の改正**

13

「次世代の学校」指導体制実現構想（中期見通し）（仮称）に盛り込むべき事項

1. 学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現

①小学校専科指導（外国語・理科・体育など）の充実

高学年を中心に、外国語等の教科で専科指導を行うため、専科担当教員や、中学校教員など、教科の専門性の高い教員の定数を充実

②主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の充実

「主体的・対話的で深い学び」を充実させるため、アクティブ・ラーニングの研究等に必要な教員定数を充実。また、自治体や学校現場の判断により、学年段階や授業内容等を踏まえ、ティーム・ティーチングや少人数指導を実施するために必要な定数を確保。

2. 多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育

※**基礎定数化**（対象児童生徒数に応じた算定）により、**安定的・計画的な教員採用・配置を促進**

①発達障害等を対象とする「通級指導」の充実：基礎定数化

発達障害や言語障害などの児童生徒に対し、通常学級に在籍しつつ、取出し等による特別の指導を行うために必要な教員を配置

②外国人児童生徒等教育の充実：基礎定数化

日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒（2割は日本国籍）に対し、取出し等による日本語指導・教科指導を行うために必要な教員を配置

③貧困等に起因する学力課題の解消

貧困等に起因する学力課題がある学校に対し、放課後の学習相談や、取出し等による補充学習、家庭学習のサポートなどきめ細かい支援を行う教員を集中的に配置。

④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化

いじめ・不登校等の未然防止・早期対応に向け、学級担任など一部の教職員のみが抱え込むのではなく、組織的な指導体制を構築

3. 「次世代の学校・地域」創生プランの推進

①教員の質の向上に向けた指導教諭の配置促進

若手教員の人数が多い又は割合が高い学校に指導教諭を配置し、校内研修体制を充実

②「チーム学校」の実現に向けた、学校事務の共同実施体制の構築

学校業務の改善、教育の情報化推進のため、学校事務職員の体制を強化

③提案型「先導的実践加配制度」の創設

全国的な教育水準の維持向上の観点から、各自治体の提案による先導的な実践研究と連動した加配措置を実施。客観的根拠に基づく効果の多面的な評価を推進し、成果を全国に還元

障害のある児童生徒の指導

- ・ 特別支援教育の対象児童生徒数は、約34万人
- ・ 通級指導を受ける児童生徒は、10年間で2.3倍
- ・ 地方からの要望の87%しか実際に定数措置できていない

- 通級指導担当教員の**充実・基礎定数化**
- 特別支援教育コーディネーターの**加配拡充**
- 学習支援を行うサポートスタッフの充実
- 特別支援学校教諭免許状の保有率引上げ

個々に応じた指導を受けられる
児童生徒の割合 **100%**
特別支援学校教員の
免許状保有率 **100%**

外国人児童生徒等教育

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、10年間で1.6倍
- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の2割が、必要な指導を受けられていない

- 外国人児童生徒等指導担当教員の**充実・基礎定数化**
- 日本語指導支援員、母語支援員の充実

集中的な支援により、
日本語指導を受けられる
児童生徒の割合 **100%**

貧困等に起因する学力課題の解消

- ・ 経済的援助を受ける家庭の児童生徒数は、16人に1人(平成7年度)から、6人に1人(平成25年度)に増加
- ・ 子供の貧困率16.3%(OECD平均13.3%)

- 貧困による教育格差の解消のための教員の**加配拡充**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充(常勤・国庫負担化等の検討を含む。)

集中的な支援により、
学力に深刻な課題を有する
学校の解消 **(1000校程度)**

いじめ・不登校の未然防止・早期解消

- ・ いじめ重大事態の発生件数は449件
- ・ 小中学生の不登校 約12.3万人
- ・ 不登校だった生徒の高校中退率は約10倍
- ・ 小学校の暴力行為 約1.1万件
(平成26年度は平成9年度の約8倍)

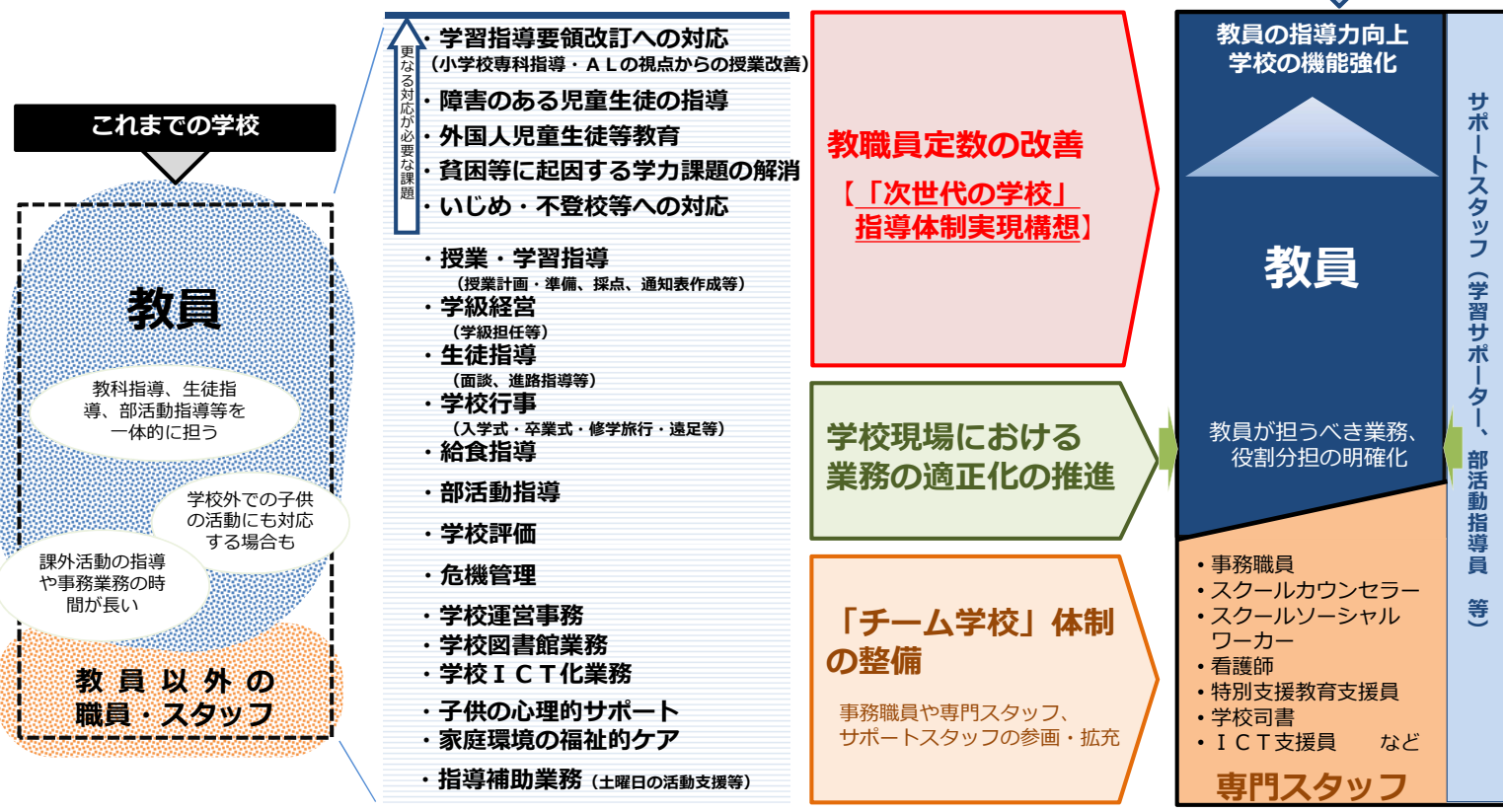
- 家庭・関係機関との連携など中心的な役割を担う児童生徒支援専任教員の**配置拡充**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充(常勤・国庫負担化等の検討を含む。)
- 教育支援センターの全国展開・強化
- 不登校特例校の設置促進

全ての児童生徒が豊かな
学校生活を送り、安心して
教育を受けられる体制の確立

15

「次世代の学校」創生に向けて

- 必要な教職員定数の改善と同時に、
- 学校現場における業務の適正化の推進や、
- 「チーム学校」体制の整備 (校長のリーダーシップの下、教員が専門スタッフ等と連携・分担)に取り組むことにより、「次世代の学校」の創生を目指す。



「次世代の学校」指導体制実現構想（平成29～38年度までの10ヶ年計画）

「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要な教職員の配置充実を図る。特に、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換し、指導体制を安定的に確保する。【義務標準法の改正】

《義務教育費国庫負担金》 平成29年度要求額：1兆5,185億円(対前年度 ▲86億円)

・教職員定数の改善 +65億円(+3,060人) ・メリハリある給与体系の推進 +3億円
・教職員定数の自然減 ▲67億円(▲3,100人) ・教職員の若返り等による給与減 ▲87億円

(参考)被災した児童生徒のための学習支援として
前年同(1,000人)で要求【復興特別会計】

☆教職員定数の改善

« »内はH38年度までの改善予定数
3,060人«29,760人»

1. 学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現 580人«8,160人»

- ①小学校専科指導（外国語・理科・体育など）の充実 330人«1,260人»
- ②主体的・対話的で深い学びの充実（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善） 250人«6,900人»

2. 多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育 2,030人«14,650人»

- ①発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実 **基礎定数化** 890人«8,900人»
- ②外国人児童生徒等教育の充実 **基礎定数化** 190人«1,900人»
- ③貧困等に起因する学力課題の解消 400人«1,000人»
- ④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 400人«1,850人»
- ⑤統合校・小規模校への支援 150人«1,000人»

①、②については、**基礎定数化**
対象児童生徒数に応じた算定により、**安定的・計画的な教員採用・配置を促進**

3. 「次世代の学校・地域」創生プランの推進 450人«6,950人»

- ①教員の質の向上に向けた指導教諭の配置促進 50人«200人»
- ②「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備 300人«6,450人»
・学校事務職員 ・養護教諭 ・栄養教諭等
- ③提案型「先導的実践加配制度」の創設 100人«300人»
全国的な教育課題の解決に寄与する先導的な教育政策の実証研究を促進

■今後の教職員定数の見通し

区 分	H29～H38	うちH29
定 数 改 善 (a)	29,760	3,060
自 然 減 (b)	▲ 45,400	▲ 3,100
差 し 引 き 増 減 (a + b)	▲ 15,640	▲ 40

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた**予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定**

※厳しい財政状況を勘案し、真に必要な性の高い事項に限定することにより、**国民に追加的な財政負担を求めないように最大限努める。**

☆教員給与の改善

部活動指導業務手当の改善：3,000円→3,600円（H30.1～） 等

メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動指導業務に係る手当を引き上げ

学習指導要領改訂による 「社会に開かれた教育課程」の実現

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）（案）

「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたってアクティブに学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び
対話的な学び

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成



【対話的な学び】

子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

各教科等で習得した知識や考え方を活用し（すなわち、「見方・考え方」を働かせ）、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通じて集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



教科等の担任制の実施状況（平成27年度）

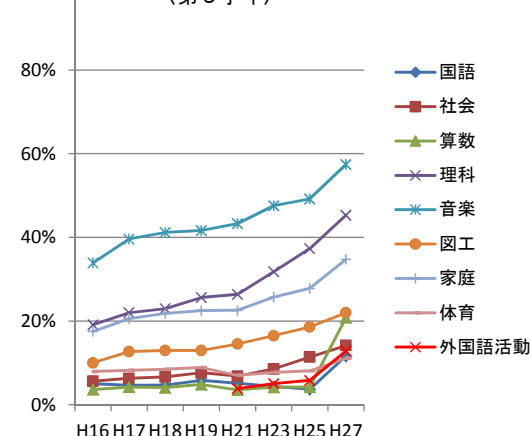
学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	3.3%		5.1%		1.3%	12.4%	4.8%		6.0%	
第2学年	5.9%		7.1%		1.8%	20.8%	9.5%		7.0%	
第3学年	10.3%	5.7%	15.5%	20.8%		42.5%	17.2%		7.9%	
第4学年	11.1%	6.9%	17.6%	31.3%		51.1%	21.3%		8.7%	
第5学年	11.6%	14.1%	20.8%	45.3%		57.4%	22.0%	34.7%	11.1%	12.9%
第6学年	11.6%	15.2%	20.4%	48.9%		60.2%	22.9%	36.5%	12.2%	13.6%

※ 教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

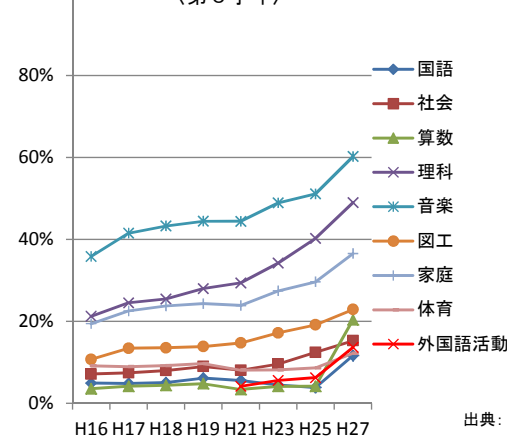
※ 国語が大幅に増加している原因は、今回の調査においては、書写の専科指導を計数に含めている学校が多くあったためと考えられる。

※ 算数が大幅に増加している原因は、今回の調査においては、チームティーチングの形式で行う授業に専科教員が参加する場合を計数に含めている学校が多くあったためと考えられる。次回以降の調査ではこの要因は取り除くこととする予定。

〈第5学年〉



〈第6学年〉



小学校段階からの専科指導(教科専門指導)について

教員加配等による専科指導の実施により、小学校における専門的指導を充実

○ 小学校の専科指導(教科専門指導)により、理解の進んでいる児童へは、**より発展的な学習を実施することにより能力を更に伸ばし**、学力低位層へは、**教科の本質をわかりやすく児童に伝えることでつまづきをなくす**よう、教科ごとの**専門性の高い指導**を充実する。

⇒小中一貫教育における小学校高学年での教科担任制の実施

・【英語】中学校英語科教員による中学英語への接続を意識した専門的な指導 等

⇒【理科】科学的思考力を伸ばす実験・観察

・専門性や十分な教材準備の時間を生かした、充実した実験・観察を通じ、仮説を立て、学び合う中で結果を予想し、結果を吟味し合う授業を実施。
・実験用機器やICT機器を創意工夫を持って活用し、「なぜ？何？」に応える発展的な学習を実施。 等

※教員採用試験において、小学校英語の特別選考を実施している団体あり(奈良県・佐賀県)

※理科・音楽・体育・図工で専科教員を配置し専科指導を実施
(66校・H23調査時)

専科指導の評価(富山県)

○専科指導は教員・児童から高い評価

《教員の評価》 ①大変効果がある、②少し効果がある、③あまり効果がない、④全く効果がない

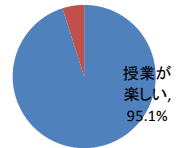
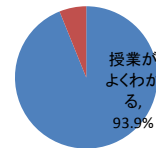
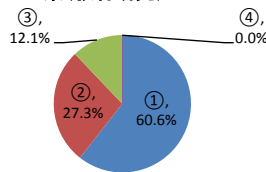
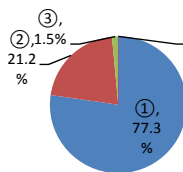
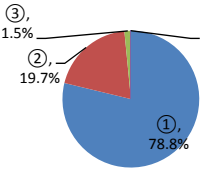
《児童の評価》

楽しいと感じて授業に臨み、授業内容がよくわかること、やる気を持って授業に取り組むことで、基礎学力の定着・向上につながる

関心・意欲の向上

技能が身についた

他の教師への波及効果(教材研究)

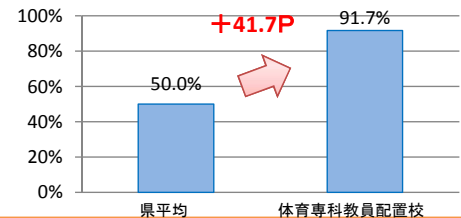


体育専科教員の効果事例(大分県)

○体育専科教員を配置した学校では、児童の体力・運動能力が高い傾向。

・**体育専科教員を配置した学校**では、体力・運動能力調査(平成25年度)において、**9割以上の区分※で県平均の測定数値が全国平均を上回っている。**
(県全体では5割に止まっている。)

体力・運動能力調査で全国平均を上回った区分の割合(25年度・小学校)



※区分・・・握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8項目×年齢別(6段階)×男女別(2)の全体で96区分

発達障害等の児童生徒への「通級による指導」関係

特別支援学校（1学級当たり児童生徒6人（※）重複学級は3人）

小・中学校等に準ずる教育とともに、障害による学習上・生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を行う学校（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱）

特別支援学級（1学級当たり児童生徒8人）

小・中学校に設置されており、小・中学校の教育とともに、障害による学習上・生活上の困難を克服するための教育を行う学級（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害）

通級による指導

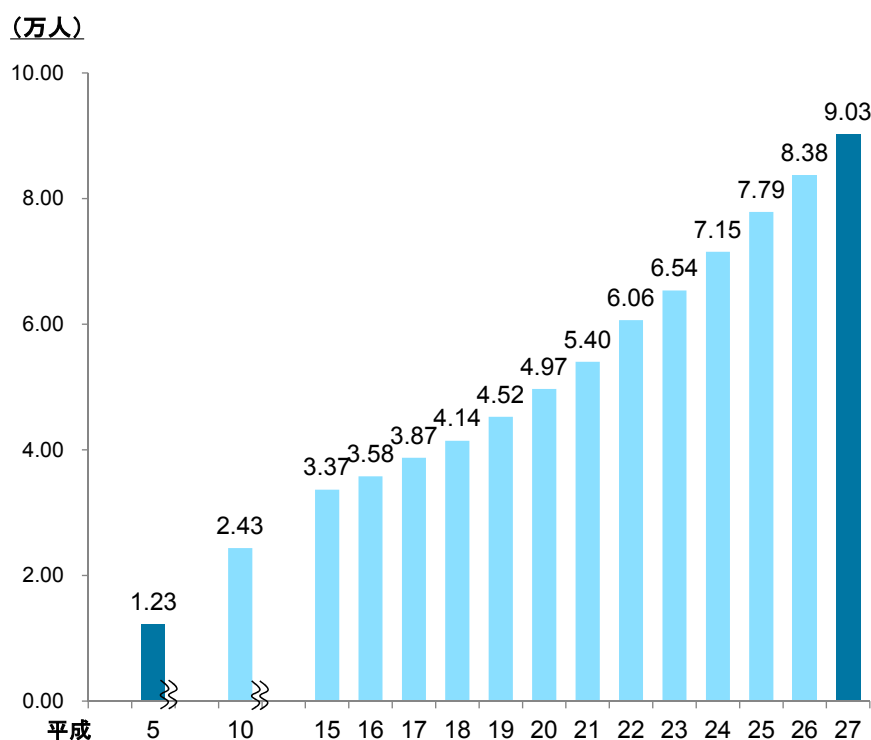
小・中学校等の通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける特別の指導（「自立活動」の指導）【週1コマ～8コマが標準】

（言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱など）

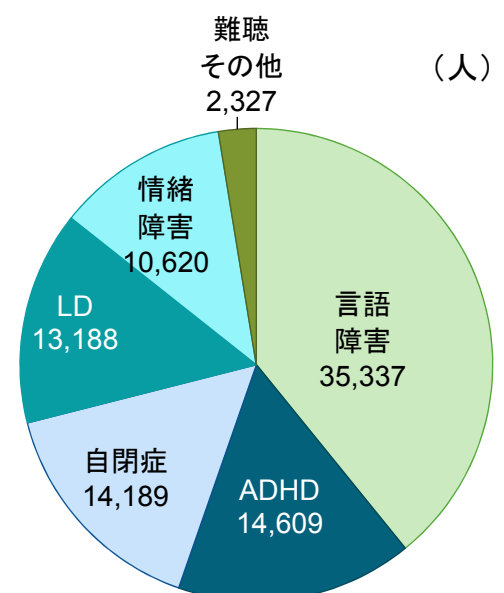
在籍校の通級指導教室に通う場合のほか、他校の通級指導教室に通う場合、他校の通級による指導担当教員が巡回して指導する場合がある。個別指導が原則。

通級による指導を受けている児童生徒の実態

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



障害種別の内訳（平成27年度）



通級による指導の効果について ～SSTによる社会性向上、不登校傾向の改善～

○ ある中核市では、発達障害（ADHD、広汎性発達障害等）の児童に対して**通級指導教室でソーシャルスキルトレーニング等を実施した結果、社会的スキル尺度や知能検査の結果の改善、不登校傾向の改善につながった。**

Before

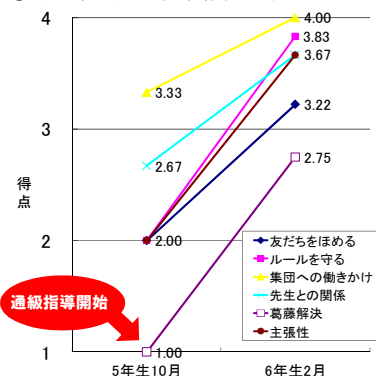
- <a児>・小4～5時からプリントやノートを破る、机を投げる、ガラスを故意に割る、授業を抜け出すといった不適応（ADHD）
- <b児>・小4時から社会性スキルに課題、算数の学習につまずき、問題行動指導時に反抗、周りの友達から阻害（広汎性発達障害）
- <c児>・小1から給食がきっかけとなり不登校、学習意欲・自己有能感の低下、対人関係に課題

- ・個々の課題を克服を克服し、社会自立を目指すために自尊心を高めることを目的として、通級指導教室で「ソーシャルスキルトレーニング」等を実施。生活単元学習を中心に2か月単位でテーマを設定し、グループ指導。
- ・a児：ロールプレイを通じた怒りのコントロール、低学年を指導する仕事を与えられられる高学年を目指す
- ・b児：ソーシャルスキルトレーニングや算数の補充指導、生活単元学習を実施
- ・c児：生活単元学習で集団活動に慣れさせるとともに、算数・国語の補充指導、下級生の世話

After

・支援の前後で、個々の児童につき、**社会的スキル尺度や知能検査の結果の改善、不登校傾向の改善**が見られている。

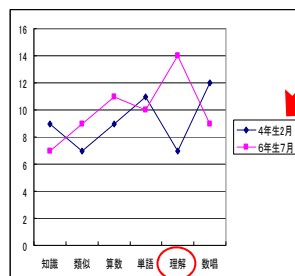
①a児の社会的スキル尺度（※1）



（※1）アンケート調査で上記の6分野29項目を4段階評価
興奮時間が短くなり、級友から認められる存在に。小6の5月には全て通常学級で学習可能に。

②b児のWISC-Ⅲ（※2）の検査結果

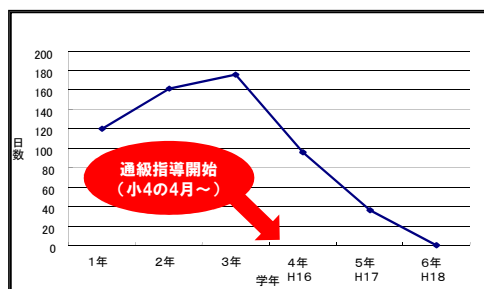
（※）下記2つのグラフはともにb児



（※2）言語性知能尺度・動作性知能尺度を測定する検査

小6時は頼りがいのあるお兄さんに成長し、通級指導教室の下級生の面倒をよく見るように。また、同学年で通級している児童が困っているのを見つけては、助けを求めてやって来るように。

③c児の欠席日数の変化



仲間の課題を知り、頑張っているのは自分だけではないと前向きに登校できるように。その後、中学校では1日も休むことなく登校。

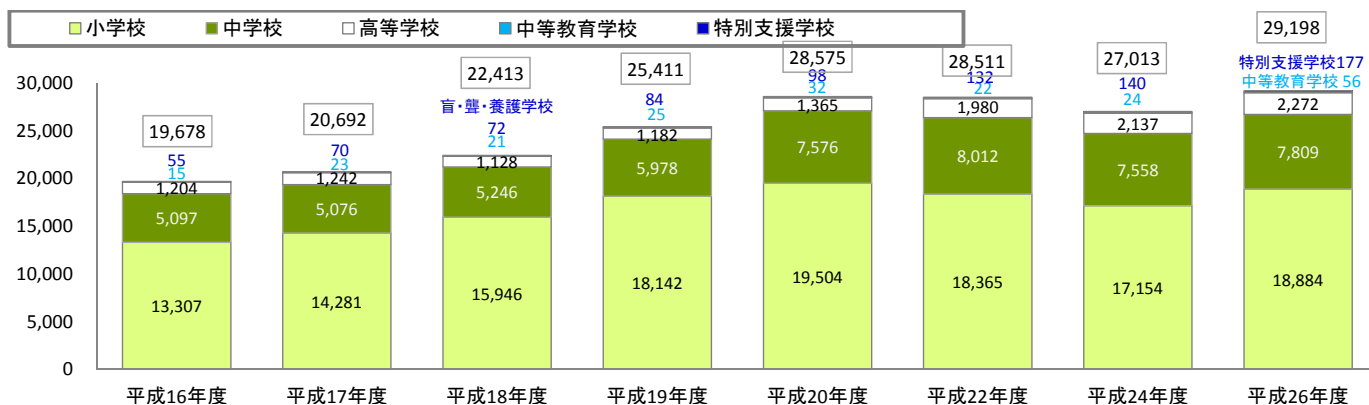
外国人児童生徒等に対する教育支援関係

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の4割が日本語指導を必要としており、増加傾向

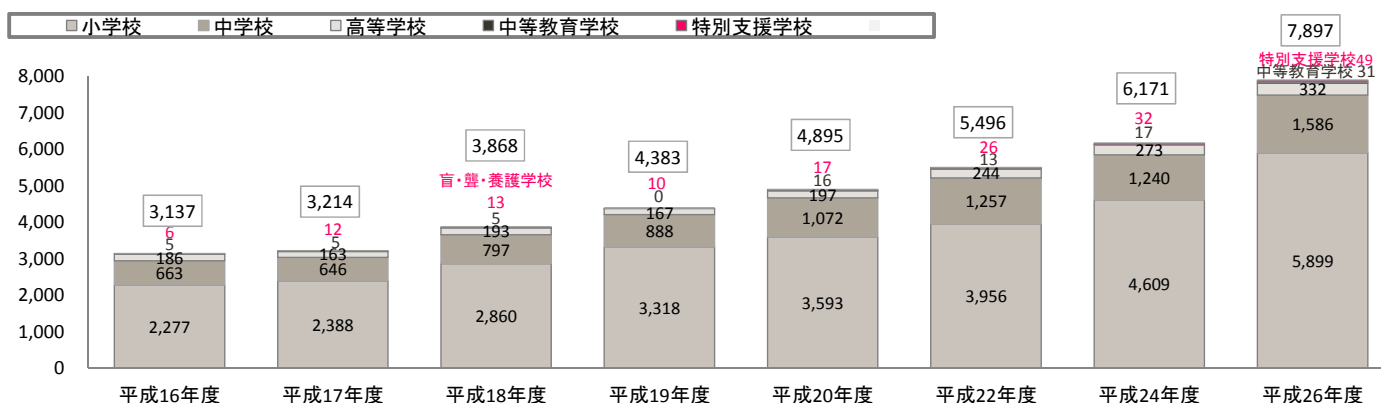
【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】

出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成26年度)」



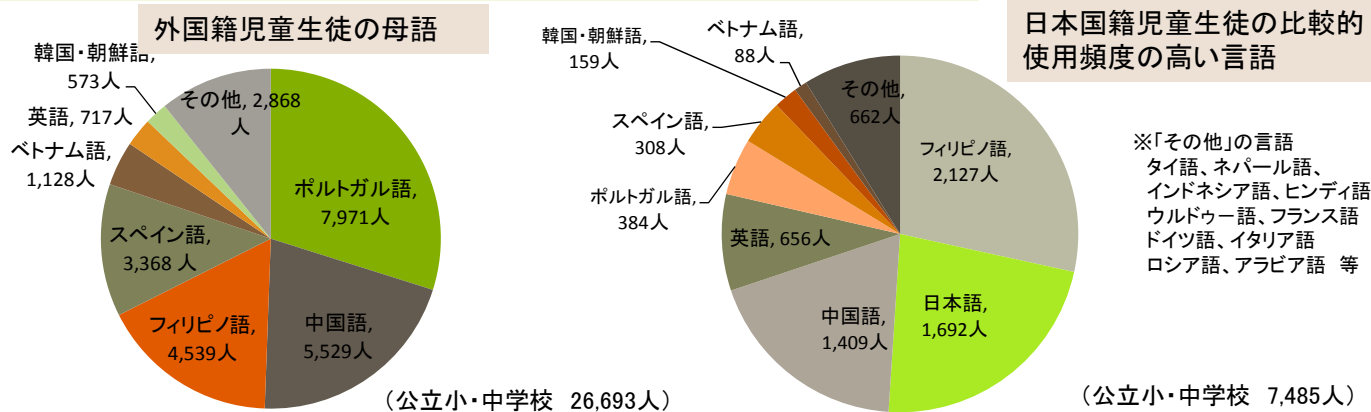
② 日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒が近年急増している

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】



帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

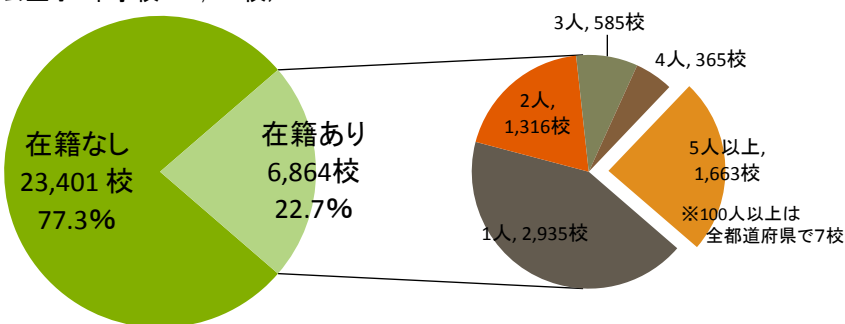
① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している



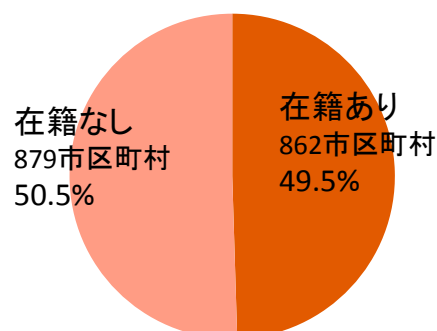
② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 30,265校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

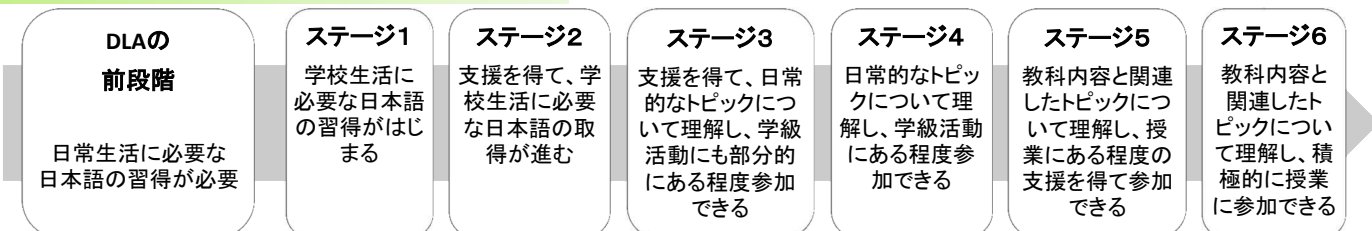


日本語能力に応じた指導方法と役割分担

- 日本語支援員や母語支援員は、来日直後など、初期段階の日本語指導や生活面のケアのためには有効。
- 一方、日本語「で」教科を学ぶ段階では、**日本語と教科の統合的な指導**が必要であり、その役割を担うことができるのは**専門的な研修を受けた教員**であり、児童生徒の**日本語能力段階に応じた適切な組み合わせ**が必要。

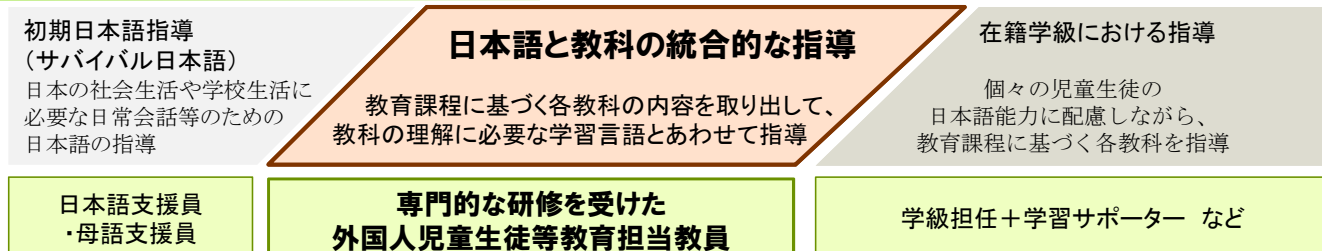
※ 児童生徒の国籍・母語が多様化する中で、それぞれの母語も話せ、かつ、教科指導もできるような人材が安定的に確保できるか、という視点も必要。

児童生徒の日本語能力段階



※「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（DLA）」JSL評価参照枠＜全体＞

必要な指導方法・指導内容／指導者

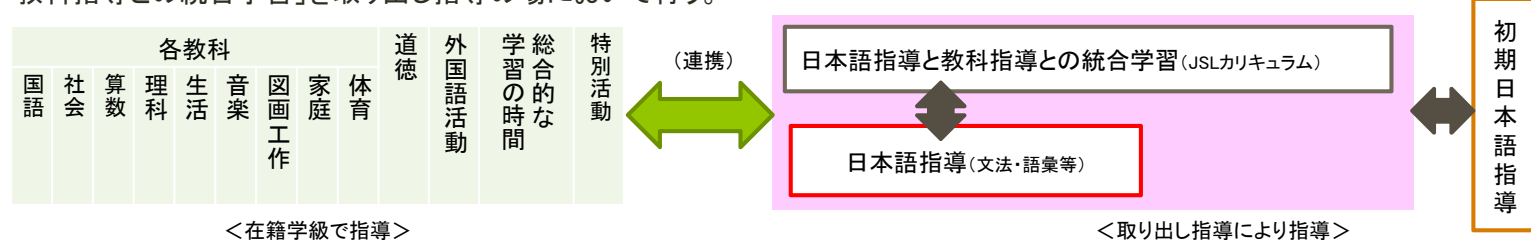


29

日本語指導と教科指導との統合（JSLカリキュラム）

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム

子供たちの興味関心に沿ってトピックを設定
体験→探求→発信

- 「気候」・・・子供の実態と結びつける支援を行う。
- 母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
- 目標：母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。
気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。
気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参加できる力を育む
各教科の学習課程を重視

- 面積の求め方（平行四辺形）・・・日本語の理解や表現を促す支援を行う。
- 日本語の目標：平行四辺形の面積方法を表す表現に慣れる。
- 活動の流れ ①課題を理解する。
②面積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
④自分が考えた方法以外について知る。

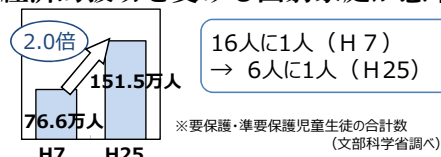
貧困等に起因する学力課題 関係

学校教育における子供の格差克服に向けた重点支援

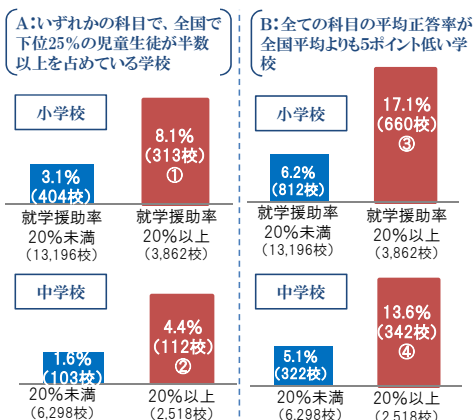
○ 貧困等に起因する学力課題校の解消が必要

⇒ **集中的な支援により、2020年度までに学力課題校（全国に約1,000校）の解消を目指す**

○経済的援助を受ける困窮家庭が急増

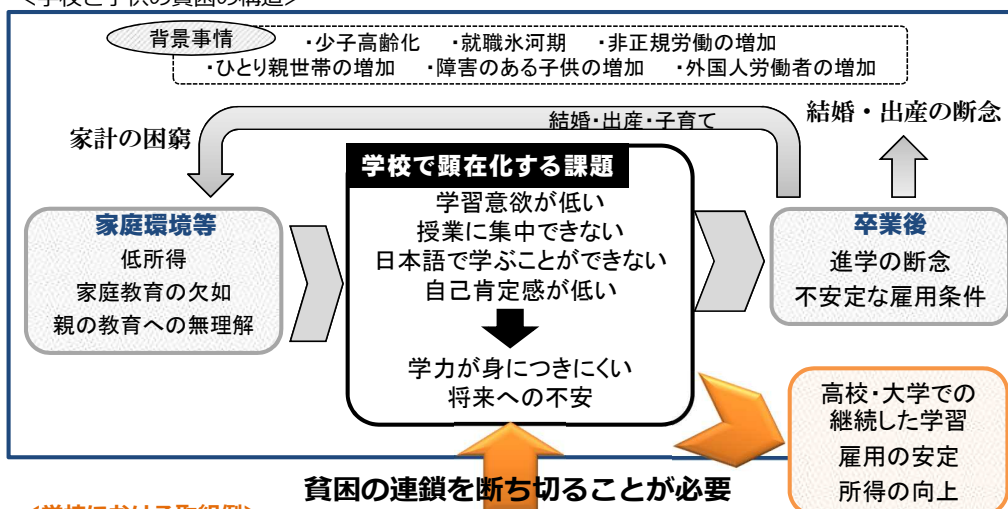


○困窮家庭を多く抱え、児童生徒の多くが学力面に課題を抱える学校への対応が急務



※児童生徒数10人未満の学校を除く。
【出典】平成27年度全国学力・学習状況調査結果より作成

＜学校と子供の貧困の構造＞



＜学校における取組例＞

- 担任と格差対応のための専任教員による個別指導（別室指導、放課後補習等）や家庭訪問
- 落ち着いた授業を展開するための学習サポーターの派遣
- スクールカウンセラーの常駐化（週5日体制の確保）等

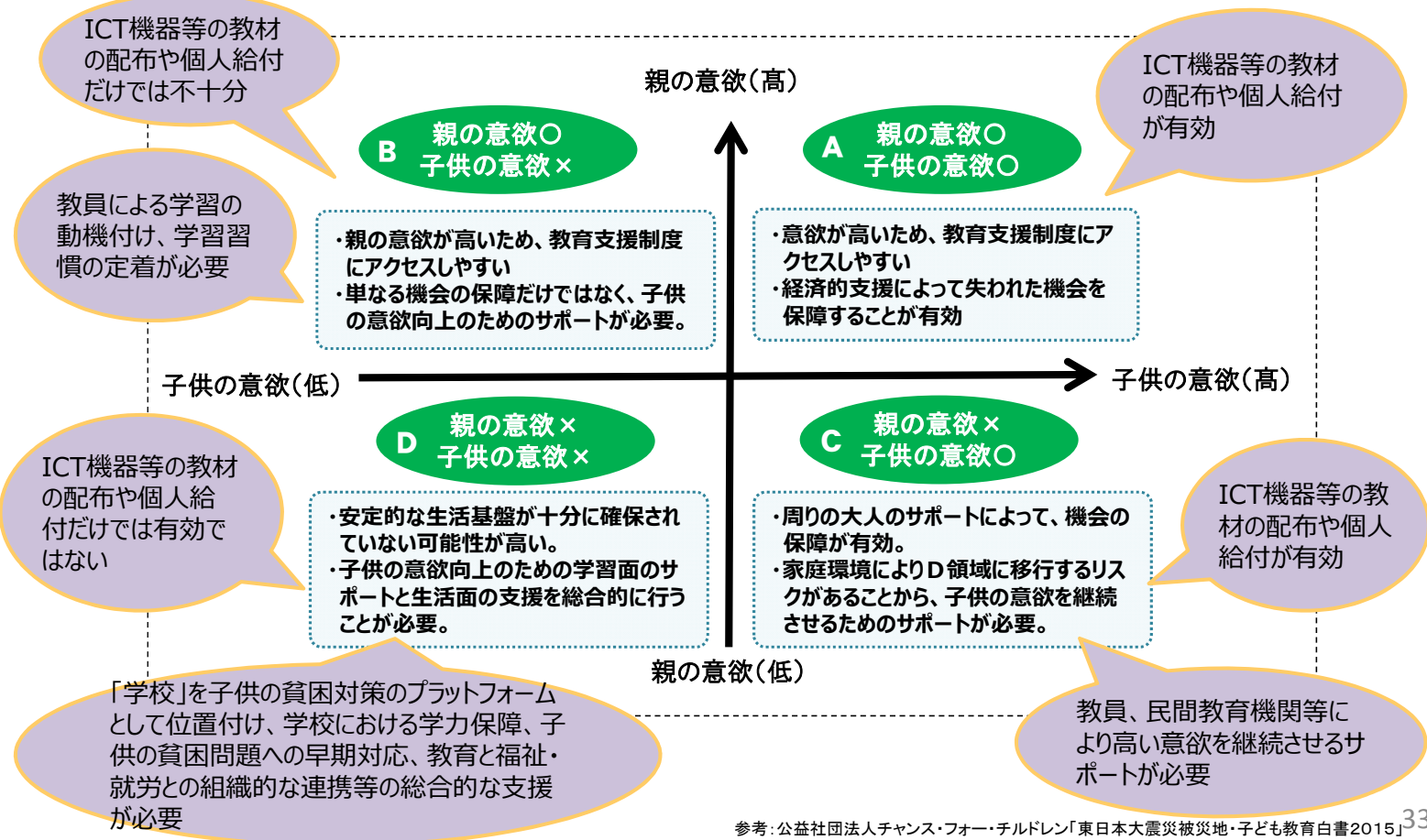
＜国からの重点支援＞

- 格差解消に向けた専任教員の追加措置
- サポートスタッフの派遣の支援
- スクールカウンセラーの配置の支援
- 学力向上のアドバイザーの派遣

関係施策を組み合わせた
集中的支援の提供

「子供の意欲」「親の意欲」の分類別、貧困による教育格差の課題

- 子供の意欲：学習や進学等に対する意欲
- 親の意欲：教育関心度だけではなく、子供の監護・養育できるための健康状態等も含む



教育格差解消に向けた取組

- 教員による学校での学習サポートの充実によって、子供の学力を保障

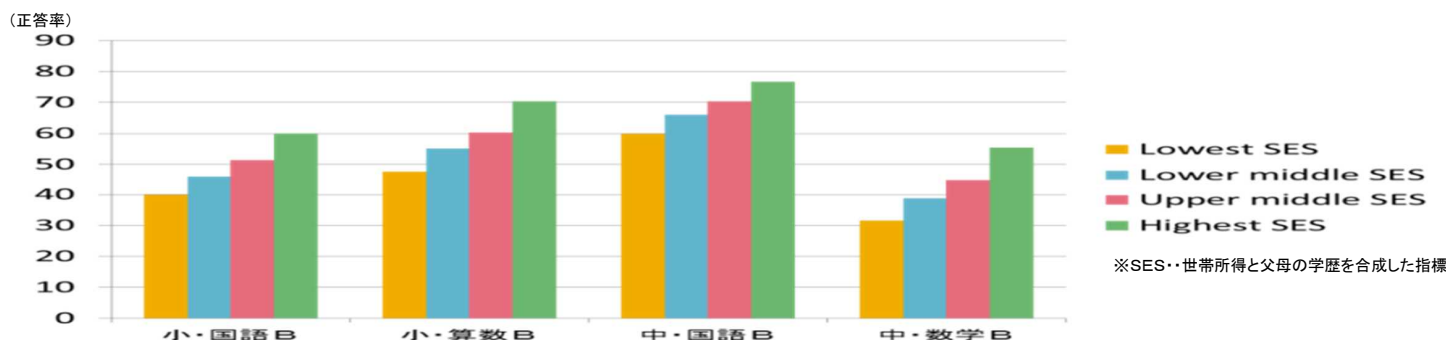
教育効果の高い学校※の特徴

※同程度のSES（家庭の社会的経済的背景）の児童生徒が通う学校と比較して、平均学力が高い学校に共通的に見られる取組

- 家庭学習指導
- 管理職のリーダーシップと同僚性の構築、実践的な教員研修
- 小中連携教育
- 言語に関する授業規律や学習規律の徹底
- 学力調査の活用
- 基礎基本の定着の重視と、少人数指導、少人数学級の効果
- 放課後や夏期休業期間中の補習

出典：お茶の水女子大学「平成26年度学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」

○家庭の経済状況は学力に大きく影響



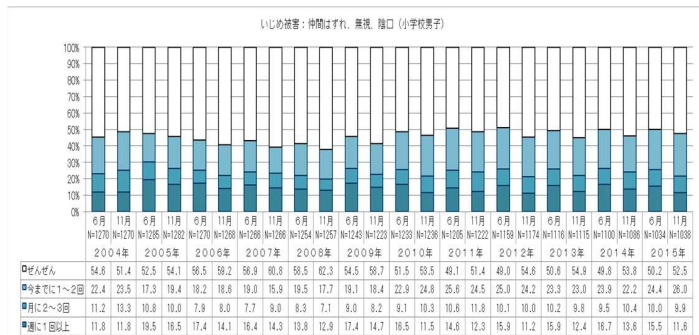
出典：お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

いじめ・不登校等の未然防止・早期対応 関係

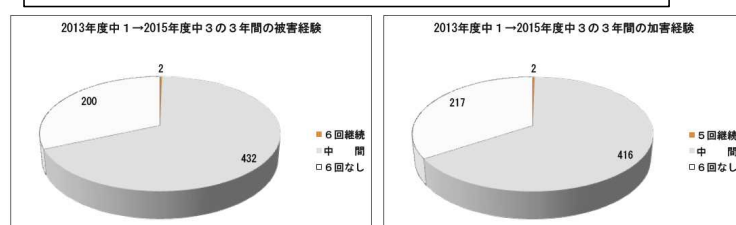
いじめの状況と対策

【現状①】いじめにピークや流行はない

<子供の回答>

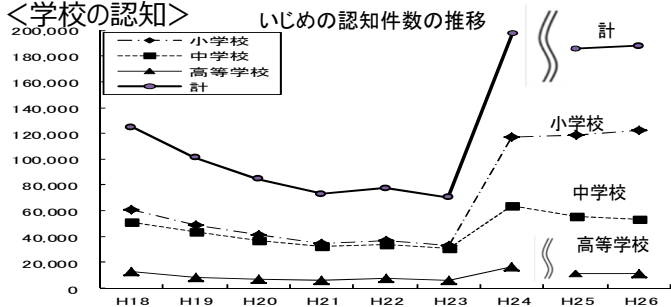


【現状②】いじめは誰にでも起こる



2013年度中学1年生の3年間6回分の「仲間はずれ・無視・陰口」経験（被害・加害）
→「目立たない」いじめは被害者と加害者が入れ替わりながら、多くの児童生徒が経験
※「暴力を伴う」いじめは被害者と加害者が比較的限られる傾向

<学校の認知>



（参考）小学校における暴力行為の件数は年々増加しており、平成26年度は調査を開始した平成9年度の8.1倍

【現状③】重大事態に至ったケースでは、担任が抱え込む状況が見られがち

<岩手県矢巾町
中学2年生自殺事件>
（平成27年7月）

自殺した男子生徒は「生活記録ノート」にいじめられていることを書き込み、「死にたい」と訴えていたにも関わらず、情報が教職員の間で適切に共有されず、教職員全体として生徒のSOSを受け止めることができなかった。



【対策】

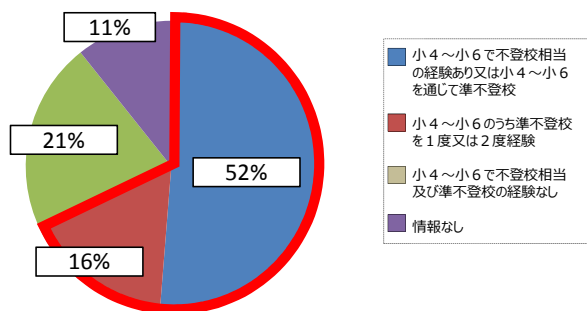
「目立たない」いじめは未然防止
「暴力を伴う」いじめは早期対応 } が重要

⇒ 未然防止や早期対応を一義的に担うのは教員
⇒ 早期対応を可能とする指導体制、また、担任に抱え込ませない相談体制の充実が重要

不登校の影響と対策

【現状①】不登校は学校段階を越えて続く傾向

＜中1の不登校生徒のうち小4～小6で不登校相当等の経験を持つ者の割合＞



(出典) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
『中1不登校生徒調査(中間報告)』(平成14年12月実施分) (平成15年8月)

【現状②】不登校であった者はその後就学・就業でも困難を抱える傾向

	中3で不登校であった者	一般
高校進学率	85.1%	98.5%
高校中退率	14.0%	1.5%
大学進学率	22.8% (※20歳時点で大学・短大・高専に就学している者)	54.6% (※高等学校卒業者の大学・短大進学率)
非就学・非就業率	18.1% (※20歳時点)	7.3% (※20・21歳人口のうち、就業も通学もしていない者である「完全失業者」「家事」「若年無業者」の合計)

(出典) 文部科学省『不登校に関する実態調査』(平成26年7月)、『学校基本統計』(平成27年12月)、『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』(平成28年3月)、総務省『労働力調査』(平成28年1月)

【対策】

不登校や中退の経験者は、若年無業者やフリーター等になる割合が高く、早期からの未然防止が重要

不登校・中退の未然防止や学校復帰・学習支援

(未然防止)

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充による学校の教育相談機能の強化
- 手厚い生徒指導・キャリア教育や、少人数指導・補充学習による学力保障のための効果的な指導体制の充実
- 所得、言語等のハンディを抱える子供への教育支援の充実

(学校復帰)

- 教育支援センター^(※)の全国展開・強化(センターへのスクールカウンセラー配置等) (※) 不登校の子供の学校外の公的な学習の場

(学習支援)

- 不登校の子供の実態に配慮した教育を行うための特別の教育課程を編成する学校を全国に整備
- フリースクールなど学校外で学ぶ子供たちへの支援推進、夜間中学の設置促進と希望者の就学への積極的支援等

「一億総活躍国民会議」(H28.2.23)における文部科学大臣プレゼン資料より

不登校があった場合に必要な業務量

＜不登校児童生徒が一人発生した場合＞

児童生徒への直接的な指導に加え、家庭や関係機関等との連携や支援計画の策定等の業務が発生

(例)

- ・連絡のない欠席の場合、**当日電話連絡**
- ・欠席が続く場合、**学年主任や管理職等と連携**しつつ、**速やかに家庭訪問**(状況次第では当日、遅くとも数日以内)
- ・**保護者と密に連絡**をとりつつ、不登校の**背景に応じて組織的に対応**(いじめ対策委員会、ケース会議等)
- ・不登校が長期化する場合、**週1～月1程度の頻度で家庭訪問**を実施しつつ、個々の児童生徒に合った「児童生徒理解・教育支援シート」などの**支援計画を策定**し、ケース会議等を通じて**関係機関と連携しながら継続的に支援**

※ 連続欠席等が3日間になった場合、担任等が管理職へ報告し、連続欠席が7日間になり、病気等の正当な理由がない場合、管理職は設置者に通知することとされている(「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」(H27.3.31初中局長通知))

＜通常の業務＞

- 授業(授業準備を含む。)
- 研修
- 学級運営、生徒指導、教育相談(いじめの未然防止等)

※中学校・高校においては部活動指導も担う

学級担任等が「通常の業務」に加え、これらの業務を効果的に行うことは難しくなっており、担任が抱え込んだ結果、重大事態にもつながる



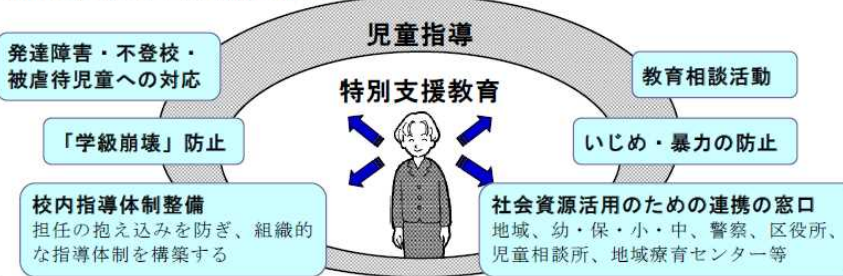
効果的な対応のためには、校務分掌の中で、**授業負担を軽減した教員**(児童生徒支援専任教諭等)を**配置**することも考えられる。

＜横浜市の小学校の例(児童支援専任教諭の導入)＞

横浜市は、いじめや不登校、発達障害などの諸課題への組織的対応の中心となり、担任等への支援、関係機関や地域との連携の窓口、教育相談に係る取組などを行う『児童支援専任教諭』を平成22年度から段階的に配置し、平成26年度には小学校全校へ配置。

- ✓児童指導担当教諭と特別支援教育コーディネーターを兼務
- ✓毎週木曜日の午後は研修日(専門性の向上)
- ✓授業時間数は週12時間以下(授業を代替する非常勤講師を派遣)
- ✓学級担任を持たない
- ✓企画会(運営委員会)のメンバー(学校組織内に明確に位置づけ)

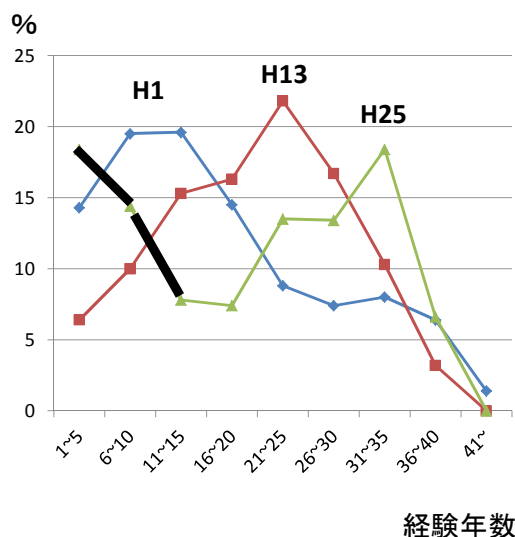
『児童支援専任教諭』の役割



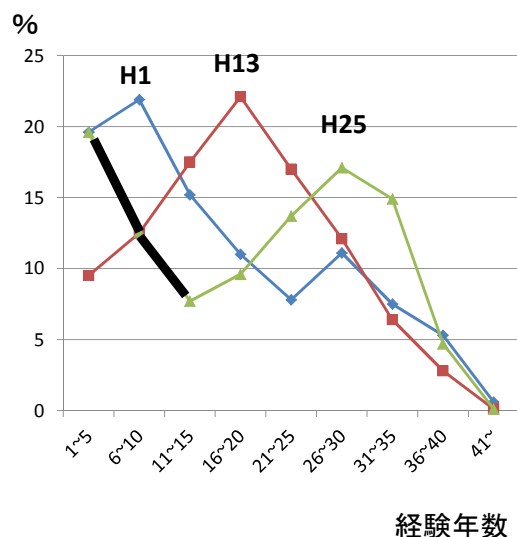
教員の質の向上 関係

教員の経験年数の推移

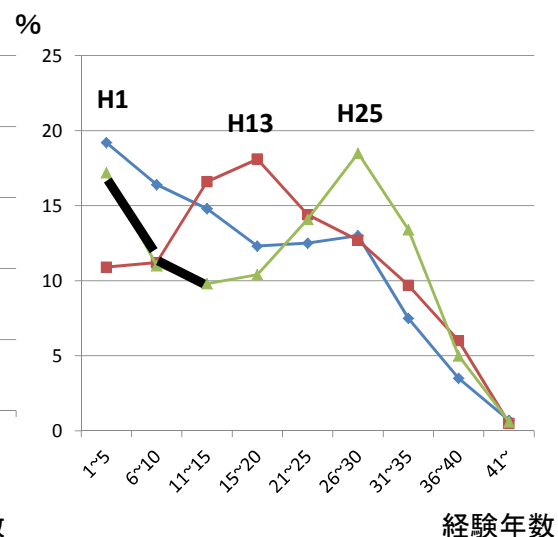
【小学校】



【中学校】

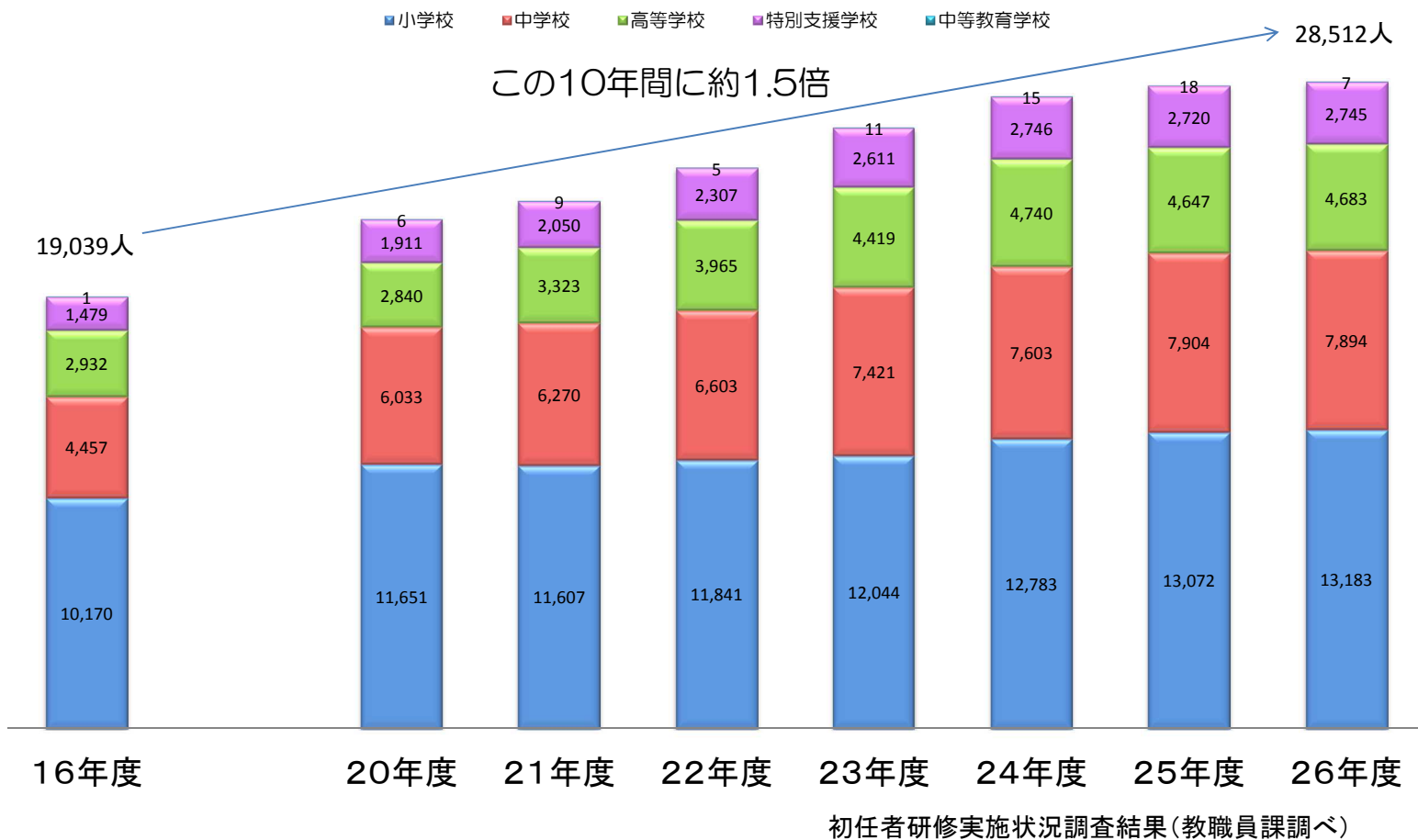


【高等学校】



出典：文部科学省 学校教員統計調査（平成元年度／平成13年度／平成25年度）

初任者研修対象者の推移



41

指導教諭について

1. 職務の位置づけ

- 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。
- 任命権者である教育委員会が、教諭から選考を行い任用(昇任)。

2. 職務の内容

- 児童生徒等の教育を担当するとともに、他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行う。(学校教育法第37条第10項)

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第37条

10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

[職務の具体例]

- ① 模範授業として授業内容を公開することによる他の教諭等への指導・助言
- ② 他の教諭等の授業の観察、指導及び助言
- ③ 研修会の企画・立案や研修会における指導及び助言

3. 処遇

- 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用(特2級)する。

4. 現状

- 平成27年4月1日現在、24都府県市において2,098人が任用されている。
- 指導教諭に対する加配措置については、制度化されていない。

42